

宝塚市告示第228号

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、
特定生産緑地を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年(2024年)12月3日

宝塚市長

山崎 晴恵



- 1 特定生産緑地の区域及び面積、指定期限
別紙のとおり

特定生産緑地指定図 (宝塚市)



■ 生産緑地地区
▨ 指定済み
▧ 新規
■ 解除